

第77号議案

神戸市農業共済条例の一部を改正する条例の件

神戸市農業共済条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市農業共済条例の一部を改正する条例

神戸市農業共済条例（平成30年10月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「共済目的の譲受人（農業共済資格団体）」の次に「（法第20条第2項に規定する農業共済資格団体をいう。以下同じ。）」を加え、「家畜共済にあっては譲受人の住所（譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地）が兵庫県の区域外にある場合、家畜を兵庫県の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合、承諾の申請につき、第51条第1号、第2号又は第5号に掲げる事由がある場合又は譲受人と本市との間に譲渡人の包括共済関係と同じ種類の共済関係が存している場合、農作物共済又は園芸施設共済にあっては譲受人の住所（譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合にあってはその代表権を有する者の住所）が兵庫県の区域外にある場合」を「正当な理由がある場合」に改める。

第17条第4項中「伝染病の疾病」を「伝染性の疾病」に改め、「届出伝染病に限る。」の次に「以下同じ。」を加える。

第25条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該期間における申込みが困難である場合等にあつては、当該期間の開始前に申込みを行うことができるものとする。

第31条の表その他の麦の項を削る。

第32条第1項中「相当する金額」の次に「（加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額）」を加え、同条第2項中「乗じて得た金額」の次に「（加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額）」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第38条第4項第1号の表引受方式の項中「全損耕地支払割合」を「全損耕地支払開始割合」に改め、同項第2号の表引受方式の項中「半損耕地支払割合」を「半損耕地支払開始割合」に改める。

第41条第1項第5号中「第27条第1項第2号から第5号まで」を「次」に改め、同号に次のように加える。

ア 共済目的の種類

イ 第27条第1項第3号に掲げる事項

ウ 共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

第53条第1項の表を次のように改める。

包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛，育成乳牛	<p>次に掲げるいずれかの共済事故</p> <p>ア 火災，伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p> <p>イ 火災，伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用</p> <p>ウ 法施行規則第49条第1項第5号及び第6号に掲げる場合における廃用</p>
繁殖用雌牛，育成・肥育牛	<p>次に掲げるいずれかの共済事故</p> <p>ア 火災，伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p> <p>イ 火災，伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用</p> <p>ウ 法施行規則第49条第1項第1号から第3号ま</p>

	でに掲げる場合における廃用
繁殖用雌馬，育成・肥育馬	火災，伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 ア 火災，伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 イ 法施行規則第49条第1項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用

第59条第1項第5号中「現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうち疾病にかかり，若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において」を「当該申込みに係る家畜に関する次に掲げる事項又は事実につき」に改め，同号に次のように加える。

ア 第50条第1項第3号に掲げる事項

イ 申込みの際現に飼養している家畜の頭数

ウ 申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり，若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。

第63条に次の1項を加える。

2 本市は，第51条第2号に掲げる事由が生じた場合には，家畜共済の共済関係を解除するものとする。

第65条第2項中「又は」を「若しくは」に改め，「違反したとき」の次に「又は第70条第3項若しくは第4項若しくは第78条第3項若しくは第4項の第1回目の加入者負担共済掛金の納期限までに当該共済掛金が納付されなかつたとき」を加え，「家畜共済の」を削る。

第68条第1項中「金額）」の次に「(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては，当該金額及び当該補助金の金額)」を加え，同条第2項を削り，同条第3項中「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第2項と

する。

第80条中「得た金額」の次に「(1年に満たない共済掛金期間にあっては、当該金額に法施行規則第3条第3項第2号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額)」を加える。

第82条第1項の表を次のように改める。

共済掛金	=	共済金額×共済掛金率
------	---	------------

第85条第2項中「園芸施設共済の共済関係は、前項の規定にかかわらず」を「前項の規定による申込みは」に、「を園芸施設共済に付することを申し込み、本市がこれを承諾することによって成立」を「について」に改め、同項に次の2号を加える。

(5) 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

(6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超過しており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第88条中「第85条第2項各号」を「第85条第2項第1号から第4号まで」に改める。

第95条中「園芸施設共済資格者は」の次に「、特定園芸施設等ごとに」を加え、「この場合において、当該園芸施設共済資格者の申込みに係る共済関係の全てについて、同一の金額を申し出なければならない。」を「なお、第4号又は第5号の金額を選択する場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額が第4号又は第5号の金額を超過している場合に限る。」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 50万円

(5) 100万円

第99条第3項第2号中「撤去費用額に係る当該特定園芸施設」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）の改正に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市農業共済条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(共済関係に関する権利義務の承継)

第12条 共済目的の譲受人（農業共済資格団体

(法第20条第2項に規定する農業共済資格団体

_____の構成員が共済目的を譲り
受けた場合にあつては、当該農業共済資格団
体。以下この条において同じ。)は、本市の承諾
を受けて、共済関係に関し譲渡人（農業共済資
格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う
耕作に係る共済目的を譲り渡した場合にあつて
は、当該農業共済資格団体）の有する権利義務
を承継することができる。この場合において、
家畜共済にあつては譲受人の住所（譲受人が法
人である場合は、その事務所の所在地）が兵庫
県の区域外にある場合、家畜を兵庫県の区域外
において飼養し、又は飼養しようとする場合、
承諾の申請につき、第51条第1号、第2号又は
第5号に掲げる事由がある場合又は譲受人と本
市との間に譲渡人の包括共済関係と同じ種類の
共済関係が存している場合、農作物共済又は園
芸施設共済にあつては譲受人の住所（譲受人が
法人である場合はその事務所の所在地、譲受人
が農業共済資格団体である場合にあつてはその
代表権を有する者の住所）が兵庫県の区域外に
ある場合がある場合には、本市は承諾を拒むも
のとする。

をいう。以下同じ。)

正当な理由がある場合

2～6 略

(通知義務)

第17条 略

2, 3 略

4 家畜共済に係る前項の通知には、獣医師の治療経過書、診断書又は検案書（法施行規則第49条第1項第4号の場合においては、他の市町村の長又は警察官の証明書）を添えなければならない。ただし、種豚の死亡（火災、伝染病の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。_____）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものを除く。）に係る通知については、この限りでない。

5～9 略

（共済関係の成立）

第25条 略

2 前項の規定による申込みは、次に掲げる期間に行うものとする。_____

(1), (2) 略

（引受方式の選択方法）

第31条 水稻及び麦に係る農作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類（表にあつては、同欄に定める区分）につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類^の全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、当該共済目的の種類^の全部又は一部について地域インデックス方式を選択するときは第2区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあつては全相殺方式資格

伝染性の疾

病

以下同じ。

ただし、当該期間における申込みが困難である場合等にあつては、当該期間の開始前に申込みを行うことができるものとする。

者，災害収入共済方式にあっては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。

第1欄		第2欄	第3欄		第4欄
略		略	略	略	略
麦	略	略	略	略	略
	その 他の 麦	第1 区分	15類	秋季に 播種す るその 他の麦	全相殺 方式， 半相殺 方式， 災害収 入共済 方式及 び一筆 方式

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収の方法)

第32条 水稻に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は，類区分ごとに，第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から，当該農作物共済加入者に係る共済金額に本市の当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率（法第137条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額

_____を差し引いて得た金額とする。

2 麦に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は，類区分ごとに，第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から，当該農作物共済加入者に係

(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては，当該金額及び当該補助金の金額)

る共済金額に本市の当該農作物共済加入者に
係る農作物基準共済掛金率及び農作物共済掛
金国庫負担割合（法第10条第2項の農作物共
済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金
額 _____

_____を差し引いて得た金額
とする。

3 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の一
部に充てるための補助金がある場合における
当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者
に係る加入者負担共済掛金の金額は、前2項
の規定にかかわらず、これらの規定により算
出される金額から更に当該農作物共済加入者
の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金
額を差し引いて得た金額とする。

4 第5条第4項の規定は、前3項の加入者負
担共済掛金の徴収について準用する。

（共済金の支払額）

第38条 略

2, 3 略

4 全相殺方式、半相殺方式又は地域インデック
ス方式において全損耕地（一筆半損特約をした
共済関係にあつては、全損耕地及び半損耕地）
がある場合における共済金は、第1項の規定に
かかわらず、次のとおりとする。

(1) 全損耕地がある場合（第3号の場合を除
く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び
類区分ごと（地域インデックス方式にあつて
は、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ご
と及び類区分ごと）に、次の式によって算定
される金額と第1項の規定により算定される
金額のいずれか大きい金額

（加入者負担共済掛金の一部に充てるため
の補助金がある場合にあつては、当該金額及
び当該補助金の金額）

3

前2項

共済金

= 全損耕地の共済減収量 × 単位当たり共済金額

全損耕地の共済減収量

= 全損耕地減収量の合計 - 支払開始減収量

全損耕地減収量

= 全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、移植不能耕地にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量

支払開始減収量

= 全損耕地の耕地別基準収穫量の合計 × 全損耕地支払開始割合

全損耕地支払開始割合

= 次の表の左欄に掲げる引受方式につき、同表の中欄の補償割合に応じ同表の右欄に掲げる割合

引受方式	補償割合	全損耕地支払割合
略	略	略

		全損耕地支払開始割合

(2) 半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限り、次号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額

共済金

= 半損耕地の共済減収量 × 単位当たり共

<p>済金額</p> <p>半損耕地の共済減収量</p> <p>＝半損耕地減収量の合計－支払開始減収量</p> <p>半損耕地減収量</p> <p>＝半損耕地の耕地別基準収穫量の2分の1に相当する数量を基礎として、農林水産大臣が定めるところにより算定される数量</p> <p>支払開始減収量</p> <p>＝半損耕地の耕地別基準収穫量の合計×半損耕地支払開始割合</p> <p>半損耕地支払開始割合</p> <p>＝次の表の左欄に掲げる引受方式につき、同表の中欄の補償割合に応じ同表の右欄に掲げる割合</p>
--

引受方式	補償割合	半損耕地支
		払開始割合
略	略	略

		半損耕地支
		払開始割合

(3) 略

(共済金の支払の免責等)

第41条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 農作物共済の申込みをした農作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第27条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（本市がこれを知っていたとき、及び過失によってこれを知らなかつ

次

たときを除く。)

2, 3 略

(共済事故の一部除外)

第53条 本市との間に包括共済家畜区分(死廃)

に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、本市に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛, 育成乳牛, 繁殖用雌馬・育成・肥育馬	火災, 伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病及び主務大臣が指定する同法第4条第1項の届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
繁殖用雌牛, 育	次に掲げるいずれかの共済事故 ア 火災, 伝染性の疾病(家畜伝

ア 共済目的の種類

イ 第27条第1項第3号に掲げる事項

ウ 共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛, 育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 ア 火災, 伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 イ 火災, 伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による廃用以外の廃用 ウ 法施行規則第49条第1項第5号及び第6号に掲げる場合における廃用
繁殖用雌牛, 育	次に掲げるいずれかの共済事故 ア 火災, 伝染性の疾病又は風水

成・肥育 牛及び種 豚	<p>染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p> <p>イ 法施行規則第49条第1号から第3号までに掲げる場合における廃用</p>
-------------------	--

成・肥育 牛	<p>害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p> <p>イ 火災,伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による廃用以外の廃用</p> <p>ウ 法施行規則第49条第1項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用</p>
繁殖用雌 馬,育 成・肥育 馬	<p>火災,伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p>
種豚	<p>次に掲げるいずれかの共済事故</p> <p>ア 火災,伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用</p> <p>イ 法施行規則第49条第1項第1号から第3号までに掲げる場合における廃用</p>

2, 3 略

(共済金の支払の免責)

第59条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうち疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病

当該申込みに係る家畜に関する次に掲げる事項又は事実につき

若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（本市がこれを知っていたとき、及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

(6)～(10) 略

(重大事由による解除)

第63条 略

(共済関係の失効)

第65条 略

2 第55条第2項の規定の適用を受ける場合であつて、第69条第1項又は第77条第1項の規定に違反したとき _____

_____は、当該家畜共済の共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3～5 略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第68条 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金

ア 第50条第1項第3号に掲げる事項

イ 申込みの際現に飼養している家畜の頭数

ウ 申込みの際現に飼養している家畜で当該

申込みに係るもののうちに疾病にかかり、

若しくは傷害を受けているものがあること

又は疾病若しくは傷害の原因が生じている

ものがあること。

2 本市は、第51条第2号に掲げる事由が生じた場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

若しくは

又は第70条第3項若しくは第4項

若しくは第78条第3項若しくは第4項の第1回

目の加入者負担共済掛金の納期限までに当該共

済掛金が納付されなかったとき _____

の金額は、第74条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1（豚に係るものにあつては、5分の2）に相当する金額（その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）

_____を差し引いて得た金額とする。

2 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける家畜共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額から更に当該家畜共済加入者に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第4項の規定は、前2項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

（疾病傷害共済の支払限度額）

第80条 疾病傷害共済の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時に於いて家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分（病傷）に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあつては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時に於ける価額（これらの金額が法施行規則第109条の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額）に、同条の支払限度率を乗じて得た金額

_____とする。

（加入

者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額）

2

前項

（1年に満たない共済掛金期間にあつては、当該金額に法施行規則第3条第3項第2号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）

(共済掛金)

第82条 疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的ごとに、次の式によって算定される金額とする。

共済掛金

= 共済金額 × 共済掛金率 × 短期係数 (共済掛金期間 (月数) / 12)

(注) 共済掛金期間 (月数) の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

2 略

(共済関係の成立)

第85条 略

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける園芸施設共済の共済関係は、前項の規定にかかわらず、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)の全てを園芸施設共済に付することを申し込み、本市がこれを承諾することによって成立するものとする。

(1) ~ (4) 略

(申込みの承諾を拒む場合)

第88条 本市は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から園芸施設共済の申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害

前項の規定に

よる申込みは

について

(5) 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

(6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超えており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第85条第2項各号に掲げる事由に該当するとき、又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付された特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

(小損害不填補の基準金額)

第95条 園芸施設共済資格者は _____ , 共済金の支払条件に係る損害の額を, _____ , 次に掲げる金額から申し出るものとする。この場合において、当該園芸施設共済資格者の申込みに係る共済関係の全てについて、同一の金額を申し出なければならない。

(1)～(3) 略

(共済金の支払額)

第99条 略

2 略

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合であって、第17条第8項の規定による通知に際して同条第9項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 略

(2) 特定園芸施設撤去費用額に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が50パーセント（法施行規則第157条第5号の表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する

第85条第2項第1号から第

4号まで

, 特定園芸施設等

ごとに

なお,

第4号又は第5号の金額を選択する場合にあっては、当該特定園芸施設の共済価額が第4号又は第5号の金額を超えている場合に限る。

(4) 50万円

(5) 100万円

特定園芸施設にあつては、35パーセント)を
超える場合

4～9 略